

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	第2回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会
開 催 日 時	令和2年8月27日(木)
開 催 場 所	中部地区会館 401大集会室
出 席 者 (送付先)	出席者：和気座長、大谷委員、英保委員、清野委員、吉富委員、伊豫部委員、遠藤委員、大久保委員、藤倉委員、星委員、石井委員、藤崎委員、木下委員、鈴木委員、植村委員 欠席者：山田委員 事務局：福祉総務課長、福祉総務課係長(福祉総務係)、コンサルタント(1名)
報 告 事 項	(1) 第1回武蔵村山市地域福祉計画策定委員会の会議録(要旨)について (2) 第1回地域福祉計画策定懇談会における指摘事項について
議 題	(1) 副座長の互選について (2) 地域福祉計画の素案(第1章～第3章)の検討について (3) その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	(1) 本懇談会における副会長は、民生・児童委員協議会会長の大谷氏とする。 (2) 今回の指摘事項を再度事務局で検討・修正し、次回報告する。 素案における基本理念は、事務局にて複数案を示し、本懇談会においていくつか候補を検討する。その中から、策定委員会に諮り、決定する。 (3) 次回の開催日は10月8日とし、変更が生じた場合別途調整し、決定する。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (○=委員、 ●=事務局)	報告事項 (1) 第1回武蔵村山市地域福祉計画策定委員会の会議録(要旨)について(参考「資料2 第1回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議録(要旨)」) 【説明要旨】 ● 資料1のとおりである。修正などがあれば、事務局までご連絡いただきたい。その修正を以て会議録を確定し、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針、第11条及び第12条の規定に基づき、市政情報コーナー及び市のホームページ上で公開させていただくのでご了承願いたい。 (2) 第1回地域福祉計画策定懇談会における指摘事項について(参考「資料2 第1回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議録(要旨)」) 【説明要旨】 ● 第五次地域福祉計画【素案】について、東京都地域福祉支援計画の概要について記載の追加をお願いする意見があった。こちらは、第1章の都の現状として追記している。 また、前回の資料8「第五次地域福祉計画構成(案)」について、平成28年12月に施行された再犯の防止等の推進に関する法律において国の最新防止推進計画を勘案し、地方再犯防止推進計画を策定する努力義務が課せられたことに伴い、本市では単独計画ではなく本計画に位置付ける予定である。その際に目次等に記載するなど明確な記載をするよう指摘があった。また懇談会委員について警察関係者や刑事司法関係者を入れてほしいとのご要望があった。再犯防止の計画の位

置付けについては、まずは計画への掲載を優先したいと考えているため、懇談会でご審議いただき決定したい。なお、策定委員会では、必要に応じて委員を追加することを同意いただいている。

加えて、第2章に記載されている実際の自殺者の実態と、市民意識調査結果にずれがあるため、計画策定の際に考慮すべきとの意見があった。こちらは今後施策の検討の中でご審議いただければと思う。

【主な意見等】

○ 本懇談会ではすでに保護司の清野さんにご参加いただいているため、警察関係者や刑事司法関係者の方に正式に委員になっていただくよりは、必要に応じてご意見をいただく機会をつくらうというかたちでもよいと思うがいかがか。

(一同異議なし)

議題

(1) 副座長の互選について

○ こちらについては、民生・児童委員協議会会長の大谷さんをお願いしたいと思うがいかがか。

(一同異議なし)

(2) 地域福祉計画の素案（第1章～第3章）の検討について（参考「資料3 武蔵村山市地域福祉計画【素案】」）

【説明要旨】

● 第1章から第3章について説明する。地域福祉計画は、各福祉計画の上位計画として考えており、その考え方に沿って素案を策定した。なお、素案中のデータは現段階で関係各課へ調査した結果を記載している。空白の部分は、今後数字が確定次第挿入させていただく。

まず、資料3の9ページ、第1節「計画の作成と背景」では、地域福祉計画が策定されるようになった一般的な事柄と背景、近年における社会情勢の変化と地域共生社会の仕組みづくり、制度改革等の動向といった地域福祉計画の策定の必要性を述べており、本市の計画策定の状況と東京都の地域福祉支援計画を併せて記載をしている。新規に記載した内容は、10ページの現行計画期間に策定された東京都地域福祉支援計画の概要、11ページ以降の福祉制度改革等の動向と地域共生社会の考え方である。

18ページ、第2節「計画の性格と位置付け」では、地域福祉計画は各種保健福祉計画を包括し福祉の各分野における共通的な事項を定める上位計画として位置付けている。また、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画を新たに位置付けに追加した。

20ページ、第3節「計画の期間」では、関連する福祉分野の諸計画の期間との整合性や改正社会福祉法に規定されている包括的な支援体制の整備にかかる検討を踏まえ、他市町村においても福祉分野の諸計画との計画期間の統一や福祉計画の一本化の動きが見られている。東京都においても平成30年度からの地域福祉支援計画において、高齢者保健福祉計画及び障害者・障害児施策推進計画と計画期間を合わせ3年を一期としている。こうした状況を踏まえ、本市においても他の福祉計画と足並みをそろえることが望ましいと考えられる。そのため、次期計画では、高齢・障害計画との一本化を想定し、6年の計画期間とすることを想定している。

21ページ、第4節「作成の方法」だが、計画のため、名称を「策定の方法」と修正させていただく予定である。こちらでは、本計画の

策定プロセスについて記載をしている。

23 ページ以降が第2章「地域福祉に関する武蔵村山市の現状」である。25 ページ、第1節「武蔵村山市の現状」では、(1)「地域福祉の現状」において、現行計画に記載された内容の更新を行い、この5年間で新しく実施された事業等を踏まえ作成をしている。具体的には(1)「自立した地域生活に向けた相談体制などの充実」として、市民なやみごと相談窓口の設置に伴う事業実施状況について記載している。(2)「情報提供と広報、啓発の推進」として、福祉情報の発信等や公式ツイッターおよび公式フェイスブックページにおける情報の配信について記載している。(3)「民生・児童委員等の活動」として、民生・児童委員の課題として担い手不足の記載を新しく追加している。(4)「市民活動への支援」として、NPO法人やボランティア活動について記載をしている。NPO法人数はこの5年間で大幅な数字の増加がないため、新たにボランティア団体と構成委員数の推移を表に記載する予定である。(5)「権利擁護の推進」として、平成22年に開始した福祉サービス総合支援事業および、平成25年に開始した地域福祉権利擁護事業及び成年後見制度に介する内容を記載し、権利擁護事業の利用件数についてグラフの追加をする予定である。また、新たに子ども・子育てに関する権利擁護についても記載している。今後ご審議いただくが、権利擁護については本計画において成年後見推進計画として位置付け、記載をする予定となっている。

(6)「福祉教育」として、特別支援学級との交流等について内容を記載している。

続いて(2)「高齢者福祉及び介護保険事業等の現状」である。この項目では令和元年度までの情報を更新しており、今後最新のデータを収集したい。また、高齢者世帯数の推移グラフ及びお互いさまサロンや生活支援コーディネーターについて新たに記載している。

33 ページ、(3)「障害者福祉の現状」についても、令和元年度までの情報を更新しているが、今後最新のデータを収集したい。また、難病医療等助成受給者数のグラフや新たな障害者福祉施策を追加させていただく。

36 ページ、(4)「子ども・子育て支援の現状」では、前回の委員会で指摘があったため、現行計画同様に入園児童数の推移等を記載させていただく。また新たに出生率、合計特殊出生率の推移グラフを追加し、ハグはぐ・むらやま等の事業についても記載をしている。

38 ページ、(5)「保険医療の現状」では、健康増進計画との整合を図る形で記載しており、新たに特定健康診査、国民健康保険医療費、後期高齢者医療給付費、自殺者数の推移についてのグラフを追加する予定である。なお、今後ご審議いただくが、自殺予防対策の取り組みについては、本計画において自殺対策総合計画として位置付け、記載をする予定となっている。

41 ページ、(6)「福祉のまちづくりの現状」では、バリアフリー等の取り組み状況について記載しており、新たにモノレール延伸の経過を追加している。また現行計画で防災や安全、安心への取り組みとして記載していた防災、防犯について、福祉のまちづくりに統合し、避難行動要支援者名簿に関する記載等、また、再犯防止に関する記載を新しく追加している。なお、今後ご審議いただくが、再犯防止の取り組みについては、本計画において再犯防止推進計画として位置付け、記載をする予定となっている。

43 ページからは、第2節「市民意識調査からみる地域の現状」で

ある。こちらは令和2年1月に実施した市民意識調査の結果を記載している。前回配布した市民意識調査結果報告書の抜粋となるため、詳細は割愛するが、「地域を支える人づくり」、「住人主体による地域づくり」、「包括的な支援の仕組みづくり」の3区分の視点から記載している。また、56 ページ、第3節「市民意識調査からみる地域福祉に係る課題」も同様に3区分の視点から記載している。

58 ページからは、第3章「計画の基本的な考え方」である。第1節「めざすべき姿（基本理念・基本視点）」について、現行計画では、市民と事業者と市の計画として位置付け、同じ目線で福祉活動をするための道しるべとして基本理念である「誰もが身近な地域や家庭で安心して暮らせる福祉のまち」の実現を目指してきた。1章でもお示した通り、近年の社会や制度の変化にともない、地域の問題を解決するためには市民、事業者、市が単独で活動を行うだけでは不十分であり、地域を構成するすべての人々がお互いに連携し福祉活動を推進することが必要である。そこで基本理念は開催された社会福祉法に記載されている地域共生社会の実現の趣旨を踏まえ、個人の尊厳が尊重され多様性を認め合うことができる地域社会を作り出し、住民主体による地域づくりを高めていくことを目指し、仮の案として設定、記載している。

60 ページ、第2節「計画の基本目標」では、基本理念を実現するための柱として三つの基本目標を設定しており、その基本目標ごとに具体的な施策を、施策の体系として記載している。基本目標は法改正の内容や都の支援計画等を踏まえ、人づくり、地域づくり、しくみづくりの三つを柱としており、取り組みの方向性は成年後見推進計画、自殺防止計画や再犯防止推進計画を本計画に位置付けることも考慮して整理している。基本目標は今後ご審議いただく第4章の内容次第によって変更となる場合があることを理解いただきたい。

63 ページ、第3節「エリア設定の考え方と将来人口推計」では、現行計画同様、地域福祉エリアを他の福祉エリアと整合を図る形で、四つのエリアに設定している。また、将来人口推計は、長期総合計画との整合性を図る形で掲載する。

【主な意見等】

○ 19 ページ、「計画の位置付け」で武蔵村山市第五次地域福祉計画の中に、縦に四つ大きな枠があるが、ここに再犯防止推進計画を一つ入れていただきたい。でないと、この第五次の地域福祉計画の中に再犯防止計画が入ってないように見える。

次に、42 ページ、(4)「防犯」の中で、グラフ掲載予定の中に、「市内再犯発生件数の推移」、「市内再犯率の推移」とあるが、市単独の数値では出ないのではないか。いわゆる警察単位のため、ここでは東大和警察管内、いわゆる東大和と武蔵村山の双方の合計数の再犯率となると思うので、ご検討いただきたい。

最後に 62 ページ、施策の体系の中で、3-6「再犯防止の推進」とあるが、例えば、「再犯防止の推進（再犯防止推進計画）」などの位置付けをしなくてよいのか。

- 19 ページに示している図は、市の長期総合計画を最上位として、そこに加わっている計画を記載しており、その他の計画とすべて整合性をあわせている関係で、こちらでの記載は難しいが、改めてご指摘がございましたので、再犯防止の推進計画ということで、どこか目次の中で最初に項立てを行い、どこかに計画についてということで項立てを作らせていただく予定である。ページ数に制限はあるが、その中

で計画ということに記載させていただきたい。

また、42 ページの表は、東大和警察での数字ということで、出典元など数字の根拠を明記した上で作表を行う。

- 一般的には平成 28 年の 12 月に再犯防止等の推進に関する法律が施行され、国がそれに基づいて再犯防止推進計画を作り、さらにそれに基づいて東京都も作成した。それに続く市町村の場合には、地域福祉計画の中に位置付けていくという例が多いと聞いている。したがって、19 ページで、確かに上位計画との関係ということからすれば、理解はできるが、その場合、この地域福祉計画のなかで再犯防止計画はどこに位置付けされていることになるのか。そのことを考えると、まず 19 ページの中に入ってこなければおかしいのではないかと思うため、ぜひ検討していただきたい。

- 地域福祉計画の初期の頃であれば、まだ地域福祉も成熟していないため、先ほどの事務局のような説明でもよかった。ただ、伝統的な 3 分野である児童、障害、高齢におさまらない問題、例えばゴミ屋敷の問題や引きこもり、また今のご指摘のあった犯罪者の更生の問題や、自殺者の予防、住宅の確保などの問題、が次々と出てきた。これらを地域福祉で積極的に考えていきましょうということで、社会福祉法が改正され、地域福祉計画なるものが法定計画になり、地域福祉計画も初期の頃から比べると、変容してきている。

19 ページの図はどちらかという初期のころの捉え方で、その限りにおいては無難ではあるが、必ずしも新しい段階の地域福祉計画になってはいないのではないか。

そうであれば、ご指摘のあった再犯の防止の計画や、自殺の計画、成年後見の利用促進計画、それから高齢者の居住確保安定プランなど、関連計画などの形でこの中に位置付けたほうがよいかと思うので、ご検討いただきたい

- 次の懇談会までに、ご意見の内容などを盛り込んだかたちで、お示しをさせていただく。その時に改めてご審議いただきたい。
- 32 ページに、「生活支援コーディネーター」と表記がある。地域共生社会の問題が出てくるときは、ここで表現されている生活支援コーディネーターと、地域福祉コーディネーターが非常にクローズアップされる。

昨年からは社会福祉協議会でも、地域福祉コーディネーターを設置して、南部地域を中心に、引きこもりの方たちの家族会や子ども食堂を立ち上げたり、また関連したような会議を計画したりというかたちで活動をしている。

生活支援コーディネーターや地域福祉コーディネーターはいろいろな制度を横につなげているなど重要な役割を担っていると思うので、32 ページのあたりに、取組などの内容を加えていただきたい。

- 市では生活支援コーディネーターと、地域福祉コーディネーターは明確に区別されているのか。
- 生活支援コーディネーターは、各包括支援センターのほうで第 1 層・第 2 層というかたちで市が決めて位置付けをしている。地域福祉コーディネーターは、社会福祉協議会のほうで独自に 2 名の職員を配置して、試行的に行っている。
- 30 年ほど、地域通貨などを用いて自発的な助け合いの活動を行っていたが、参加してくれる人が少なく、続けるのが難しかった。今では、ボランティアも市が色々と力入れて支援しているが、当時は市や包括も一切関係ないところにいた。自分たちでコーディネーター的な

役割を行っていたが、それでもなかなか広がらなかった。

- お話いただいたように、生活支援コーディネーターができるはるか前から、少額で家事援助サービスなどを行う住民参加型の福祉サービスを行う団体は存在していて、現在では全国に 2,000 以上ある。しかし、それぞれの団体をうまく組織化するなど、大きな力にすることがなかなかできなかった。そのため、生活支援コーディネーターが、住民のパワーを引き出して、ちょっとした生活支援のサービスは行っていきましょうということになっているが、財源が介護保険のため、障害者、児童、生活困窮者などに関する分野には手が出しにくい。そこで、まったく別の分野で地域福祉コーディネーターという人に、社会福祉協議会に入ってもらうことが始まっている。

ただ、これらはあくまでも対象が高齢者か地域全体かという違いなので、この区別を自治体ごとにどのように整理するのかという問題を含んでいる。そのため、長期的にみれば、今のうちに、きちんと区別を整理して、市の方針を決めていくことが大事だ。

- 30 ページの(6)「福祉教育」において、「特別支援学級の児童・生徒と通常の学級の児童・生徒の相互理解を促進させるため、都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒」と続いているが、特別支援学級に所属している児童と、都立特別支援学校に所属している児童は、それぞれ違う児童・生徒なので、この文面では、支援学級に所属しているお子さんたちが、理解を促進ために都立学校の児童・生徒の福祉視察をするという文章になってしまう。おそらく副籍制度のことを記載されていると思われるので、「都立特別支援学校の小・中学校に在籍する児童・生徒と、通常の学級の児童・生徒の相互理解を促進するため」などに文章に変更すべきだ。

- 次回の懇談会までに整理・修正し、ご報告をさせていただきたい。

- 1 点目は 17 ページで、○「地域福祉の提供団体の多様化」の中に「NPO 法人等が年々増加しています」とあるが、全国的に見ても NPO 法人は、平成 29 年から境に少しずつ減少を始めている。武蔵村山市でも、一番多いときで 26 法人があったが少しずつ減ってきている。一方、すべてが公益ではないが、一般社団法人は毎年 6,000 ずつぐらい増えてきており、NPO 法人の数超えている。NPO 法人等とあるので間違いでもないが、一般社団法人とどこにも書いてないため、誤解を与えないよう表現を工夫したほうがよい。

2 点目は、28 ページの(4)「市民活動への支援」の中で、センターに登録されている団体・個人とあるが、今年の 3 月末現在の数字が手元にあるので報告させていただくと、ボランティア団体登録が 161 団体、構成員は延べ 5,517 人、個人活動として登録されているボランティアの方は 208 人となっている。解説すると、団体・構成員はともに増えている。一方、個人は少し減っている。減少の原因としては、今までは登録された数をそのまま積み上げていたが、更新がない方々を集めてボランティアの活動の意思を確認したところ、高齢のためやめたいという方々が結構出てきているためだ。この数字を上げていくのが、われわれの使命だと感じている。

- 17 ページの○「地域福祉の提供団体の多様化」の中に、「税制優遇の充実も図られてることから」と書いてあるが、認定 NPO 法人にならないと税の優遇はない。ただ認定 NPO 法人になる条件は厳しく、敷居が高い。そのため NPO が増えているという意識はない。

- 事務局としても正確な現状をお伝えしたいと思っているので、表記・数字等ご教示いただき、次回までに反映させて報告をさせていた

	<p>だきたい。</p> <p>○ 61 ページの第1行目に、第五次計画では、「第四次計画の基本目標を踏まえ、その後の社会情勢や国・県の動き」とあるが、ここは都に修正したほうがよい。</p> <p>○ 基本理念、基本視点は表現が堅すぎると思うが、こちらが決定のものか。</p> <p>● 基本理念、基本視点は、最終決定のものではない。策定委員会においても、三つほど意見があげられている。一つ目が内容はこのままだとしても言い回しを柔らかい表現に変更する、二点目が市の福祉の考え方として前回から大きく変わっていないならば同じ理念を引き継ぐ、三点目が長期総合計画における福祉部門の理念・キーワードを用いる、である。そのため、この3方向から事務局で、案を作成させていただき、その中から懇談会で幾つか候補のものを選んでいただきたい。さらに選んでいただいた中から、庁内の策定委員会のほうで最終的な決定とさせていただければと、現段階で考えている。</p> <p>○ 例えば、多様性を認め合い、すべての人を、地域社会を構成する一員として尊重していくことをあらゆるソーシャルインクルージョンという考え方が現在主流になっている。このような理念をいくつか出して、平易な日本語で表現する。そして、もし説明の依頼があれば、それぞれ言葉に、どのような理念が組み込まれているということを解説できるようにしておくことが大事だ。</p> <p>そのような案を事務局で幾つか出していただき、あとは我々が議論して、これがよい、場合によっては、これとこれを組み合わせたいほうがよいということを議論できればと思う。</p> <p>(2) その他（参考「資料4 第3回地域福祉計画策定懇談会の日程について」）</p> <p>【説明要旨】</p> <p>● 次回の第3回地域福祉計画策定懇談会は10月7日か8日を想定している。この2日で難しい場合は、別の日を設定させていただく。また、時間帯についても要望があれば事務局までご連絡いただきたい。</p> <p>3 閉会</p> <p style="text-align: right;">- 以上 -</p>
--	---

<p>会議の公開・非公開の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 公開</p> <p><input type="checkbox"/> 一部公開</p> <p><input type="checkbox"/> 非公開</p> <p>※一部公開又は非公開とした理由</p> <p>[]</p> <p style="text-align: right;">傍聴者： 0 人</p>
--------------------	---

<p>会議録の開示・非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 開示</p> <p><input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：)</p> <p><input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等：)</p> <p>庶務担当課 健康福祉部 福祉総務課（内線：152）</p>
---------------------	---

(日本工業規格A列4番)